

2020年12月7日

お客さま各位

「外国送金取引規定」の改正について

平素より、東日本銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

下記の通り「外国送金取引規定」の改正をいたしますのでご案内します。

1. 規定改正日

2020年12月7日（月）

2. 外国送金取引規定の改定内容

- (1) 3.(3) 4.(3) 日本および海外各国の法令対応について明記
- (2) 4.(6)(7) 送金の依頼を実行するために必要な準備行為について明記
- (3) 10(1) 依頼内容の変更の取扱いについての詳細を追記

改正内容の詳細につきましては、以下記載の「外国送金取引規定（新旧対照表）」をご参照ください。

以上

外国送金取引規定（新旧対照表）

改正前	改正後
1～2 （略） 3.（送金の依頼） （1）～（2） （略） （3） 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料、関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。	1～2 （略） 3.（送金の依頼） （1）～（2） （略） <u>（3）（新設）</u> <u>送金の依頼を受け付けるにあたり、当行は、日本および海外各国の法令・制度・勸告・習慣等に照らし、お取引の背景・商流、送金の目的、送金の内容、受取人との関係、送金先・送金元の実質的支配者の内容、受取人の生年月日、国籍、送金原資等、必要な事項を確認することがあります。</u> <u>（4）</u> 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料、関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

改正前	改正後
<p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき</p> <p>②~③</p> <p>(略)</p> <p>(4) ~ (5)</p> <p>(略)</p>	<p>4. (送金委託契約の成立と解除等)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規 <u>や各国の経済制裁関連の法規</u> に違反するとき <u>またはそのおそれがあるとき</u></p> <p>②~③</p> <p>(略)</p> <p>(4) ~ (5)</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) (新設)</u> <u>当行が送金の依頼を承諾した以降、当行は、送金の依頼を実行するために必要な資金を調達するなど送金の依頼を実行するために必要な準備行為を行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(7) (新設)</u> <u>前項に基づき、当行が送金の依頼を実行するために必要な準備行為をした場合において、送金資金等の不受領、送金の依頼の取消しその他当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が成立しなかった場合、並びに第3項に基づく解除等当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が事後的に解消された場合には、準備行為により発生した手数料、費用、その他当行に生じた損害については、送金依頼人の負担としますので、直ちにお支払いください。</u></p>
<p>5. (支払指図の発信等)</p> <p>(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金依頼内容にもとづいて、以下のとおり関係銀行に対して支払指図を発信いたします。</p> <p>① 外国為替取扱店舗でお受付の場合は、当行が送金代わり金を受領した日以降</p> <p>② 外国為替取扱店舗以外の店舗(取次店)でお受付の場合は、原則、当行が送金代わり金を受領した日の翌営業日以降(国内トランスファーの場合は、代わり金受領日以降)</p>	<p>5. (支払指図の発信等) (変更)</p> <p>(1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金依頼内容にもとづいて、以下のとおり関係銀行に対して支払指図を発信いたします。</p> <p>① 外国為替取扱店舗でお受付の場合は、当行が <u>送金資金</u> を受領した日以降</p> <p>② 外国為替取扱店舗以外の店舗(取次店)でお受付の場合は、原則、当行が <u>送金資金</u> を受領した日の翌営業日以降(国内トランスファーの場合は、 <u>送金資金</u> 受領日以降)</p>

改正前	改正後
<p>(2) ~ (5) (略) 6~9 (略)</p> <p>10 (依頼内容の変更)</p> <p>(1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>① 変更の依頼にあたっては、当行所定の外国送金内容変更依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国向送金計算書とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、外国送金内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>11~16 (略)</p>	<p>(2) ~ (5) (略) 6~9 (略)</p> <p>10 (依頼内容の変更)</p> <p>(1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額、<u>支払銀行</u>を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>① 変更の依頼にあたっては、当行所定の外国送金内容変更依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国向送金計算書とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、外国送金内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更)に必要な手続きをとります。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>11~16 (略)</p>